

県内イベント情報等の収集・発信に係るコンセプト整理及び実現可能性検討業務 委託仕様書

1 業務名

県内イベント情報等の収集・発信に係るコンセプト整理及び実現可能性検討業務

2 背景・目的

人口減少、とりわけ若者の転出超過が課題となる中、若い世代が広島で働き、暮らすことに魅力を感じるためには、「働く場づくり」に加え、文化や芸術などの「楽しみ・遊び」といった暮らしの充実を通じて、地域の魅力を高め、人を惹きつけていくことが重要である。

一方で、県内各地には、文化や芸術をはじめ、若い世代が楽しめるイベントや、旬の遊び・体験スポットなど、多様なコンテンツが存在しているものの、これらの情報（以下、「県内イベント情報等」※1という。）が、各事業者や主催者等において、それぞれの現状・背景のもとで個別に発信されているほか、掘り起こしが十分に行われておらず、地域に潜在しているものもあり、若い世代が必要とする「遊び情報」にアクセスしにくい実態がある。

こうした課題を踏まえ、県民一人一人が、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて、文化芸術をはじめ、県内の多様な「楽しみ・遊び」の機会に容易にアクセスできるようになり、ひいては、広島の「楽しみ・遊び」の魅力を身近に感じ、自らを取り巻く文化的環境に満足し、日常生活の中で、安らぎや幸せなどの豊かさを実感している状態を目指す。

このため、本業務では、「遊び情報」へのアクセス改善に向け、20～30代の若者やファミリー層（以下、「若い世代」※2という。）を主なターゲットとし、若い世代が楽しめる県内各地の身近なイベント情報等を一元的に収集し、分かりやすく発信するための考え方や方策についての調査検討・整理を行う。

具体的には、情報発信サイト等の設計・開発に先立ち、情報発信のコンセプト、県内イベント情報等の一元的な収集や効果的な発信の在り方、持続可能な運用方策等について、効果、実現可能性及び運用コスト等の観点から整理・可視化し、今後の施策を判断するための基礎資料を作成する。

※1 県内イベント情報等：県内各地のイベントや、旬の遊び・体験スポット等の多様な「遊び情報」

※2 若い世代：20～30代の若者やファミリー層（本事業のターゲット層）

3 契約期間

契約締結の日から令和8年10月16日まで

4 業務内容

本業務は、情報発信サイト等の設計・開発に先立ち、情報発信のコンセプト、県内イベント情報等の一元的な収集や効果的な発信の在り方、持続可能な運用方策等について、効果、実現可能性及び運用コスト等の観点から整理し、今後の取組を判断するための基礎資料を作成するものであり、主に以下の事項について、整理・可視化する。

(1) 県内イベント情報等の収集・発信に係るコンセプト

前記2の背景・目的を踏まえ、若い世代を対象とした県内イベント情報等の一元的な収集・発信の基本的な考え方（コンセプト）を整理すること。

(2) 県内イベント情報等の収集内容や方法

県内イベント情報等について、現時点における情報の収集・発信の状況、ターゲット層に十分に届いていない要因・課題等を整理・分析したうえで、県内にどのようなイベント情報等があり、どこまで収集するのか、その内容を類型化するとともに、現時点で想定される様々な収集方法を抽出し、それぞれの方法について、比較検討できるよう具体化したうえで、実現可能性も踏まえて、複数案を提案すること。

ア 現状・課題の整理

本県（民間主体等を含む県内全体及び市内）の県内イベント情報等の収集・発信における現状及びターゲット層の実態等を踏まえ、現状・課題を洗い出すとともに、ターゲット層が必要な情報に十分にアクセスできていない要因等を整理し、構造的課題として可視化すること。

イ 収集内容

県内に存在するイベント情報等について、一般に把握可能なものに限らず、潜在化しているものも含め、具体的にどのようなものがあるのかを、具体例を示しながら網羅的に抽出・整理すること。その上で、抽出した情報を類型化（分類）し、各類型ごとに、収集対象とする範囲（収集範囲）および収集するコンテンツの内容（掲載項目）を明確化し、どこまでを収集対象とするかを整理すること。

ウ 収集方法

前記イを踏まえ、コスト、実現難易度、持続可能性及び効果（ターゲットへのリーチ）等の観点から、効果的な複数の収集手法を整理し、比較検討できる形で整理すること。

※既存媒体や関係機関との連携可能性等も踏まえること。

※生成AI等の新技術を用いた方策の提案に当たっては、著作権や個人情報等の法的・運用上のリスク等に配慮した対応を行なう観点を取り入れること。（以下、同じ。）

(3) 発信方法（情報の見せ方及び届け方）

前記(2)を踏まえ、コスト、実現難易度、持続可能性及び効果（ターゲットへのリーチ）等の観点から、若い世代が、それぞれの価値観やニーズに応じて分かりやすく情報を入手し、行動（参加体験）につながる効果的な複数の発信手法を整理し、比較検討できる形で整理すること。

※既存媒体や関係機関との連携可能性等も踏まえること。

(4) 既存サイトとの関係性

現在の本県（民間主体等を含む県内全体及び市内）の既存の関連サイト等との関係性を踏まえ、入口機能の一元化や用途別の情報提供、共有の在り方を含め、今回検討する新たな情報発信サービスの役割及びスタンス（位置づけ）を明確化するとともに、情報・経費の重複・分散を回避しつつ、全体として効率的かつ分かりやすい情報発信の構成を整理すること。

(5) 成果指標（KPI）

県内イベント情報等の収集・発信の実施に当たり、アウトプット指標（掲載件数、閲覧数、SNS接触数等）及びアウトカム指標（認知度向上、満足度等）を区分して整理するとともに、それぞれの測定方法（アクセス解析、アンケート等）を明確にすること。

各指標については、現状値（基準値）を踏まえた定量的な目標値を設定し、進捗管理及び効果検証が可能な指標体系とすること。あわせて、県が掲げる最終指標（長期アウトカム）との関係性を整理し、施策の効果検証につながる指標体系とすること。

【目指す姿（県指標）】

文化芸術に親しみ、生活に安らぎや幸せなどの豊かさを実感している県民の割合
58.5%（令和6年度（基準値））→63.5%（令和12年度）

(6) モデル案（概算費用・ロードマップ含む。）の提示

(1)～(5)で整理した内容を基に、コスト、実現難易度、持続可能性及び効果（ターゲットへのリーチ）等の観点から、比較検討できるよう、設計・開発・運用までのモデル案を3案以上提案すること。また、各モデル案の概算費用及び設計・開発から安定運用までのロードマップ（概ね3か年程度）を作成すること。（概算費用は単年ごとに算出すること。）

※実現可能性及び運用コスト等の検討にあたっては、採用する技術の種類に関わらず、県として事業内容や判断プロセスについて十分な説明責任を果たし得る構成であることを前提とすること。

※特に、生成AIやAIエージェント等を活用し、外部Webサイト等からの情報収集（AIによるクローリングや自動巡回等）や、情報の加工・発信（要約、分類、レコメンド等）を行う場合においては、著作権や利用条件への抵触、個人情報への不適切な取得・利用、過度なアクセスによる業務妨害や不正アクセス該当性などの法的・運用上のリスクを十分に考慮するものとする。

※あわせて、AIの利用範囲や自動化の程度を明確に定義した上で、これらのリスクを管理・低減するためのセーフティ設計およびガードレール設計を含めた、現実的かつ持続可能な提案とすること。

(7) 実施スケジュール及び実施体制の作成

上記(1)～(6)を実施するにあたって、事前に実施スケジュール及び実施体制を作成し業務を進めていくこと。なお、受託者が作成したスケジュール及び実施体制を基に、県との協議により実施スケジュールを決定するものとする。

5 打合せ等

(1) 受託者は、契約後速やかに県と協議の上、4(1)～(6)の業務を円滑に実施できるよう、実施スケジュール及び実施体制を作成すること。あわせて、企画提案内容を基に、現時点における具体的な検討案を整理した企画書を作成し、県に提出の上、県の了解を得ること。

なお、企画書には、仕様書及び企画提案内容を踏まえて、実施スケジュール及び実施体制のほか、今回の調査検討・整理の概要案を記載すること。

(2) 受託者は、業務の円滑かつ効果的な実施を図るため、定例協議（原則月2回程度を想定）や随時の打合せ等を通じて、庁内の議論や意思決定の方向性等を適時かつ確実に把握し、当該把握内容を本業務の計画立案、成果物の作成等に反映させるとともに、県が保有するデータ及び知見等を整理・分析の上、適切に活用し、これらを踏まえて本業務を実施するものとする。また、本業務の実施にあたっては、県と綿密に連携し、県の要請や状況の変化等に柔軟かつ迅速に対応するとともに、企画提案や進捗状況報告等の必要な資料について、県から依頼があれば速やかに作成し提出するなど、県の要請に適切に対応すること。

6 納入成果物

(1) 提出内容

納入成果物は、原則A4ヨコサイズで出力が可能なレイアウトで作成し、pdf及び編集可能なデータ(.pptx)を提出すること。編集可能なデータについて、他の形式(.docx、.xlsx等)を使用する必要がある場合は、事前協議の上、県の実情を踏まえること。

※資料は、庁内での今後の施策判断の議論に活用できるように、比較検討しやすい構成かつ専門的知識を持たない者も理解できる内容とすること。

※将来の検討・展開において活用できるよう、特定の事業者、方法又はシステムに依存しない内容とすること。

※生成AIにより作成した成果物については、その利用の状況を明示すること。

【想定する成果物】

ア 企画書【4(7)】【5(1)】

イ 情報発信のコンセプト整理資料【4(1)】

ウ 県内イベント情報等の現状・課題整理資料【4(2)ア】

エ 県内イベント情報等の収集内容整理資料【4(2)イ】

オ 県内イベント情報等の収集方法整理資料【4(2)ウ】

カ 県内イベント情報等の発信方法整理資料【4(3)】

キ 既存サイトとの関係整理資料【4(4)】

ク 成果指標(KPI)一覧【4(5)】

ケ 県内イベント情報等の収集・発信に関する設計・開発・運用モデル案(3案以上)

【4(6)】※各モデル案の概算費用を含む

コ 概ね3か年程度のロードマップ【4(6)】

(2) 提出時期

成果物について、次のとおり提出すること。

年 月	内 容
令和8年6月末まで	企画書
令和8年7月末まで	中間報告
令和8年8月末まで	中間報告(最終報告素案)
令和8年9月末まで	最終報告

7 成果の帰属

(1) 本業務による成果品に関する全ての著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)は、納品日以降県に帰属し、県は本業務による成果品を、自ら使用又は加工して使用するほか、第三者に使用を許諾できるものとする。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

8 機密保持及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (2) 本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 契約終了後は、当該情報については、委託者に引き継ぐとともに、引き続き本業務を通じて知り得た情報が漏えいしないよう必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報及び電磁的記録を扱う場合は、広島県が制定している機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を順守しなければならない。

9 再委託等の制限

受託者は、本業務の管理業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。

受託者は管理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の実情を把握しなければならない。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県との連絡調整を十分に図ること。
- (2) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。